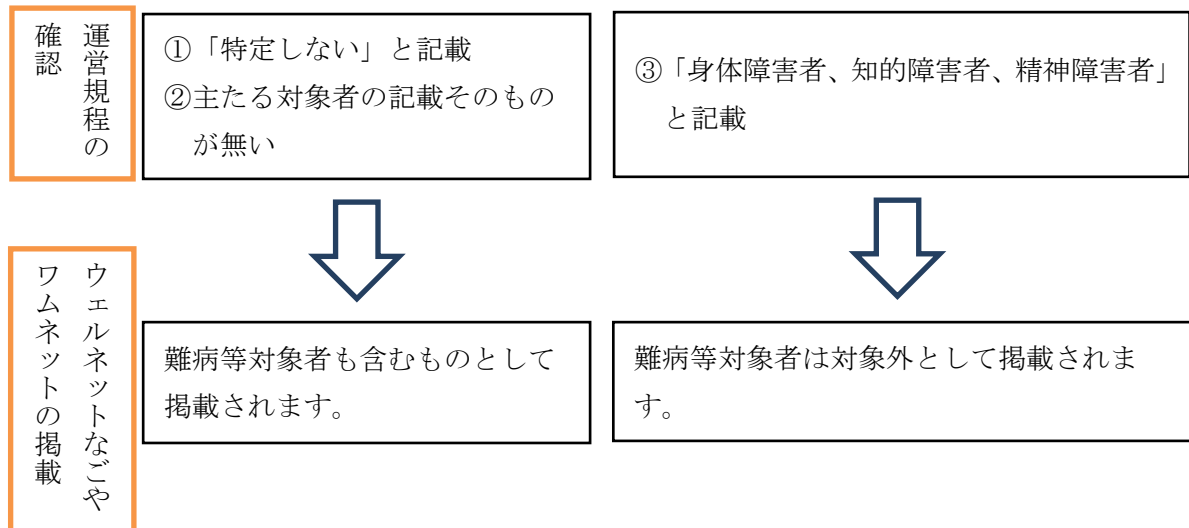


15 運営規程における「主たる対象者」の記載について

(1) 難病等対象者の記載（平成 25 年度集団指導資料 再掲）



区 分		運営規程の改正 および変更届	主たる対象者を特定する 理由書の提出
現在の 運営規程	難病等対象者への サービス提供の有無		
① ②	する	不要	不要
	しない	必要	必要
③	する	必要	不要
	しない	不要	必要

(2) 重度訪問介護の対象者について

平成 26 年度から、重度訪問介護については「重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」も利用対象者となっております。現在、ほとんどの居宅介護事業者の運営規程では、重度訪問介護にかかる対象者の規定がないため、運営規程を見直していただき、記載例のように修正いただくようお願いいたします。

【記載例】（行動障害を有する者を対象とする場合）

第〇条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護 (1)身体障害者 (2)知的障害者 (3)精神障害者
(4)難病等対象者 (5)障害児
- 2 重度訪問介護 (1)肢体不自由者（身体障害者）(2)行動障害を有するもの
（知的障害、精神障害） (3)難病等対象者
- 3 同行援護 (1)身体障害者 (2)難病等対象者 (3)障害児

【記載例】（行動障害を有する者を対象としない場合）

第〇条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 1 居宅介護 (1)身体障害者 (2)知的障害者 (3)精神障害者 (4)難病等対象者
(5)障害児
- 2 重度訪問介護 (1)肢体不自由者（身体障害者） (2)難病等対象者
- 3 同行援護 (1)身体障害者 (2)難病等対象者 (3)障害児

※上記のように対象者を特定する旨、運営規程を変更する場合は、変更届出書（第4号様式）に、変更後の運営規程、運営規程の新旧対照表及び主たる対象者を特定する理由等（参考様式7）を添付し、ご提出ください。